

## 環境保全および創造に関する ご意見・ご要望をお寄せください

市では、久喜市環境基本条例に基づき、環境の保全および創造に関する施策の適正な推進を確保するための機関として、環境監査委員会を設置しています。

委員会では、次の事務を行います。

- ①環境保全および創造に関する意見・要望等を審議し、必要な調査等を行う。
- ②市の環境の保全および創造に関する施策について、環境監査を実施する。

③環境監査の調査研究および普及を図る。

④前記の事務について、市長に必要な助言や提言をする。

**意見・要望受理後の流れ** ①意見・要望等を受理 ②内容を審議し、提出者に調査の有無を通知 ③調査した場合、提出者に調査結果を報告 ④調査結果により、市長に必要な助言や提言をする

**提出・問合せ** 環境課環境企画係（内線2824）